

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例

申請書等作成の手引

平成 2 5 年 8 月 作成

平成 2 7 年 1 月 2 1 日 一部改訂

平成 2 9 年 4 月 1 日 一部改訂

平成 3 0 年 1 0 月 1 日 一部改訂

令和 元年 7 月 1 日 一部改訂

令和 2 年 4 月 1 日 一部改訂

令和 3 年 2 月 2 4 日 一部改訂

令和 3 年 4 月 1 日 一部改訂

令和 4 年 4 月 1 日 一部改訂

令和 5 年 5 月 2 6 日 一部改訂

群 馬 県

用語の説明

この手引で使用している用語の意味は次のとおり。

1 「土砂条例」

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例（平成25年6月21日条例第47号）

2 「土砂施行規則」

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成25年8月30日規則第57号）

3 「土砂等」

土砂及び土砂に混入し、又は付着した物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物を除く。）

4 「埋立て等」

土地の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積（製品の製造又は加工のための原材料の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積を除く。）

5 「土砂等埋立等区域」

土砂等による埋立て等を行う区域

6 「特定事業」

土砂等埋立等区域以外の場所から排出され、又は採取された土砂等による埋立て等を行う事業であって、当該土砂等埋立等区域の面積が3,000㎡以上であるもの
特定事業を行うには、原則として知事の許可が必要

7 「特定事業区域」

特定事業の用に供する区域

土砂等埋立等区域に加えて、現場事務所や駐車場、排水施設等の区域が含まれる

8 「土壌検査」

土砂等を採取し、その土砂等に含まれている有害な物質の濃度を測定するもの

9 「水質検査」

特定事業区域から排出される水がある場合に、その水を採取し、その水に含まれている有害な物質の濃度及び水素イオン濃度を測定するもの

< 申 請 先 >

県庁環境森林部廃棄物・リサイクル課

担 当 係	郵便番号 住 所	電話番号 FAX 番号	備考
不法投棄対策第一係・第二係	〒371-8570 群馬県大手町一丁目 1 - 1	TEL 027(226)2865 (ダイヤルイン) 027(223)1111 (内線 2865・2866) FAX 027(223)7292	

< 参 考 >

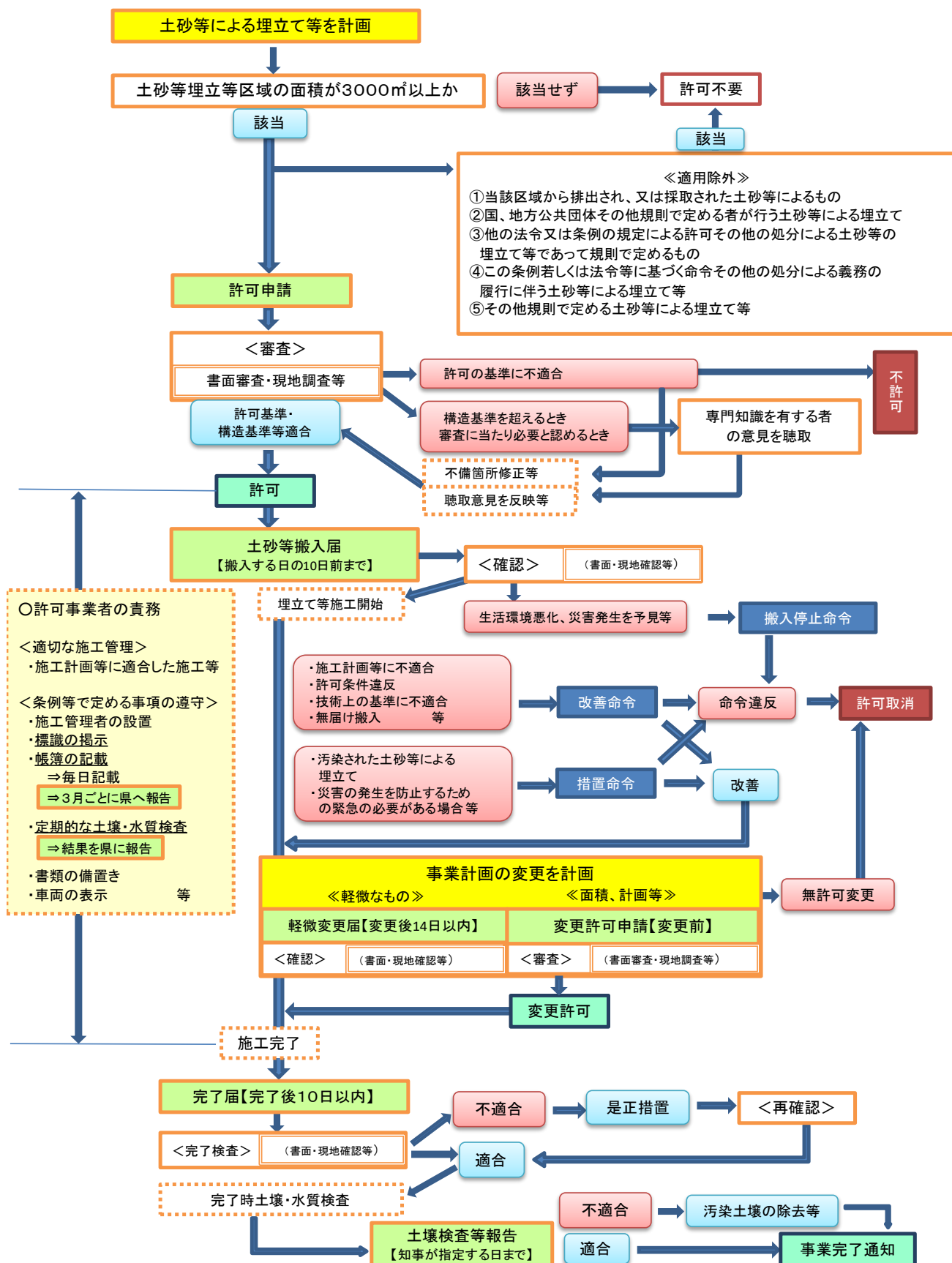
各地域機関

事務所名 担当係名	郵便番号 住 所	電話番号 FAX 番号	備考
中部環境事務所 廃棄物係	〒371-0051 前橋市上細井町 2 1 4 2 - 1	TEL 027(219)2021 (代) FAX 027(231)1166	
西部環境森林事務所 廃棄物係	〒370-0805 高崎市台町 4 - 3	TEL 027(323)5530 (代) FAX 027(323)5540	
吾妻環境森林事務所 総務環境係	〒377-0424 吾妻郡中之条町大字中之条 6 6 4	TEL (0279)75-4611 (代) FAX (0279)75-6548	
利根沼田環境森林事務所 総務環境係	〒378-0031 沼田市薄根町 4 4 1 2	TEL (0278)22-4481 (代) FAX (0278)23-0409	
東部環境事務所 廃棄物係	〒373-0033 太田市西本町 6 0 - 2 7	TEL (0276)31-2517 (代) FAX (0276)31-7410	

目 次

I	群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例のしくみ	1
II	特定事業を実施する上での留意事項	2
III	申請・届出・施工方法等	6
IV	埋立て等施工中の土壌検査	10
V	埋立て等施工中の水質検査	13
VI	標準図	16
別記1	特定事業許可申請書の記載要領	20
別記2	特定事業の施工に関する（変更）計画書	30
別記3	特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画書	34
別記4	土砂等搬入届出書の記載要領	37
別記5	車両の表示要領	42
別記6	特定事業施工管理台帳の取扱要領	43
別記7	特定事業変更許可申請書の記載要領	46
別記8	特定事業軽微変更届出書の記載要領	50
別記9	特定事業地位承継届出書の記載要領	53
別記10	特定事業完了届出書の記載要領	58
別記11	特定事業区域内土壌検査等報告書の記載要領	60
別記12	擁壁の基準	63

I 群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例のしくみ



Ⅱ 特定事業を実施する上での留意事項

1 他法令による規制の確認

特定事業の実施場所、規模及び態様等によっては、他法令の規制を受ける。この場合、土砂条例に基づく許可とは別に各法令に基づく手続が必要であるため、特定事業の許可申請を行う前に、他法令による規制の有無を十分確認すること。

主な他法令としては、次表に掲げたようなものが想定される。

法令の名称	必要な手続
都市計画法	開発許可
森林法	林地開発許可、伐採届
農地法	農地転用許可
群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例	開発事業の承認
文化財保護法	発掘調査
土壌汚染対策法	形質変更の届出
河川法	河川区域の土地の掘削等の許可
砂防法	砂防指定地内行為許可
土砂災害防止法	特定開発行為の許可

2 土地所有者等への説明等

特定事業区域が借地の場合は、許可申請書に特定事業に係る土地所有者の承認書（別記様式第5号（p.30））を添付すること。

承認を受ける際は、後日紛争等が生じることがないように、事業計画の内容を土地所有者に十分説明すること。

また、土地所有者だけでなく、隣接地所有者等近隣住民に対しても、事業開始前に事業計画の内容を説明するとともに、事業開始後は、施工に伴う騒音・振動の抑制、土砂搬入車両の運行配慮その他特定事業に関する要望等への対応に努めること。

3 土砂等の性状による搬入の制限

次に掲げる土砂等は、特定事業区域に搬入できない。

- ① 土砂条例で定められている土壌基準に適合していないもの
- ② 建設省令（現：国土交通省）（※）で定める第一種建設発生土、第二種建設発生土、第三種建設発生土のいずれにも該当しないもの
※ 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25 建設省令第19号、H13.3.29 国土交通省令第59号）
- ③ セメントや石灰等を混合し、化学的安定処理をしたもの
- ④ 産業廃棄物に該当する汚泥

4 特定事業を行うことができる期間

特定事業の許可申請をする場合、特定事業を行う期間は3年を超えることはできない。

また、許可を受けた後に特定事業の期間の延長を申請する場合、延長後の期間は、当初許可期間の満了する日から起算して1年を超えて特定事業の期間の変更をすることはできない。

5 土砂等の搬入の事前届出

特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、土砂等の排出場所ごとに、搬入しようとする日の10日前までに知事に土砂等搬入届出書（別記様式第8号（p.40））を提出すること。

土砂等搬入届出書には、土砂等排出元証明書（別記様式第9号（p.41））、検体試料採取調書（別記様式第10号（p.42））や土壌検査証明書（別記様式第11号（p.43））等を添付すること。

また、同一の排出場所からの特定事業区域への土砂等の搬入量が5,000 m³を超えるときは、5,000 m³を超えるごとに排出元で新たに土壌検査を行い、土砂等排出元証明書、検体試料採取調書や土壌検査証明書等を添付して、土砂等を搬入しようとする日の10日前までに届け出ること。

土壌検査の試料とする土砂等の採取は、「Ⅳ 埋立て等施工中の土壌検査」③（p.10）と同様に実施すること（図－6（p.18）参照）。

6 施工管理等

特定事業の許可を受け、施工するに当たっては、次の点等を遵守するとともに、施工管理者が適切に管理し、許可どおり施工されるよう計画的に施工すること。

- 許可を受けた施工計画（別記2 特定事業の施工に関する（変更）計画書（p.31））に則って施工するとともに、周辺地域の生活環境保全・災害発生防止計画（別記3 特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画書（p.36））に則って対応すること。
- 特定事業施工管理台帳（別記様式第18号（p.46））は、特定事業区域又は最寄りの事務所・事業所内に備え付け、特定事業区域に搬入された土砂等の「搬入時刻」、「搬入車両の登録番号・運転者の氏名」、「数量」等を毎日記載すること。

また、事務所・事業所内には、特定事業施工管理台帳とともに特定事業許可に係る申請書、届出書、報告書及びその添付書類の写しを備え付け、利害関係者が随時閲覧できるようにしておくこと。

- 特定事業区域に土砂等を搬入する場合には車両の見やすい箇所に土砂等の搬入に供する車両である旨を表示し、搬入を委託する場合にはその旨を表示させるよう努めること。

7 定期報告

許可事業者は、許可を受けた日から3か月ごと（月の中途において許可を受けたときは許可を受けた日の属する月を1か月とみなす）に、遅滞なく、特定事業施工状況報告書（別記様式第19号（p.47））を提出し、特定事業区域に搬入された土砂等の数量等を知事に報告すること。

また、特定事業施工状況報告書には、毎日記載した特定事業施工管理台帳の写しを添付すること。

8 事業内容の変更

許可を受けた特定事業の内容を変更しようとするときは、軽微な変更（特定事業を行う期間の短縮、搬入する土砂等の数量の減少等）を除き、事前に変更の許可を受けること。

また、軽微な変更であっても、変更のあった日から14日以内に特定事業軽微変更届出書（別記様式第7号（p. 54））を提出すること。

9 土壌検査及び水質検査の実施

特定事業区域内の土壌検査及び水質検査は6か月ごとに実施し、報告期限（土壌検査等の義務を負った日（p.10の①・p.13の②参照）から1か月を経過する日）までに特定事業区域内土壌検査等報告書（別記様式第20号（p.63））を提出し、検査結果を知事に報告すること。

また、6か月経過しなくても、土砂等埋立等区域に搬入した土砂等の数量が5,000 m³を超えるときは、5,000 m³を超えるごとに検査を実施すること。

なお、特定事業完了時にも検査を実施（報告期限は知事が定める日）すること。

試料の採取には、県の担当職員が立ち会うので、事前に日程を調整すること（採取する試料数は土砂等埋立等区域の面積によって異なる。）。

10 立入検査への対応

特定事業の施工期間中は、県の担当職員が随時立入検査を実施する。

検査の結果、問題が認められた場合は改善を指示するので、従うこと。

11 汚泥、汚染された土砂等への対応

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた汚泥や「土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）」等に定める基準に適合しない汚染された土壌砂等は、各個別法令によって定められた処理方法によって適正に処理すること。

12 完了届について

特定事業を完了したときは、完了した日から10日以内に特定事業完了届書（別記様式第13号（p. 61））を提出し、特定事業が施工計画等に適合しているか否かの県の確認を受けること。

また、特定事業完了後、土壌検査及び水質検査を実施し、その結果を知事に報告すること。

13 申請手数料について

申請手数料は次のとおりとし、群馬県収入証紙、又は払込書で納付すること。

- ・特定事業許可申請手数料

1件につき 53,000円

- ・特定事業変更許可申請手数料

1件につき 36,000円

14 原本還付を請求することができる書類

申請者及び届出者は次の書類について、原本の複写（コピー）を提出することにより、原本の還付を請求することができる。

- ① 登記事項証明書
- ② 住民票の写し
- ③ 直近３年分の納税証明書
- ④ 不動産登記法（平成１６年法律第１２３号）第１４条第１項に規定する地図の写し又は同条第４項に規定する地図に準ずる図面の写し

15 その他申請、届出等提出に係る留意事項

- ・申請、届出等を行政書士等が代理する場合、申請書等には、委任状を必ず添付すること。
- ・申請、届出等の提出部数は１部とする。控えが必要な場合には、別途用意すること。
- ・特定事業の許可後に変更許可申請、各種届出（特定事業地位承継届出書を除く。）をする場合は、特定事業の許可を受けた者が行うこと。許可を受けた者以外からの申請、届出は受け付けられない。

Ⅲ 申請・届出・施工方法等

(1) 許可申請準備から埋立て準備まで

許可申請準備

① 特定事業区域・土砂等埋立等区域の確認

(特定事業区域を明確にするため、外周部に杭(色スプレーを塗布)を設置すること。)

② 測量を実施し、特定事業区域の平面図・縦断面図(測点間隔は原則20mとし、形状が変化する地点にも測点を設定する。また、測点には杭(色スプレー塗布)を設置すること。)・横断面図・排水施設計画図等を作成

※1 杭(くい): 地中に打ち込んで、目印や支柱にする棒

※2 杭は、外周部と測点で塗布する色を変えること。

また、施工中の立入検査、特定事業完了時の検査に備えて、可能な限り完了まで存置すること(設置に当たっては、完了まで存置することを考慮の上、設置場所を設定すること。)

③ 上記①②の作業後に、特定事業区域・土砂等埋立等区域の着工前の現況及び杭を設置した状況の写真を撮影

許可申請に必要な書類を揃え、知事に申請

(別記1 特定事業許可申請書の記載要領(p.20)等参照)

県による現地調査・書面審査等

- ・県による現地調査に立ち会うとともに、確認作業の補助
- ・申請書に不備不足等がある場合には、県の指示に基づき補正等

許可

施工準備工

特定事業区域には、標識(別記様式第17号(p.7))を設置

別記様式第 17 号（第 14 条関係）

特定事業に関する標識	
許可を受けた年月日 及び許可の番号	年 月 日 群馬県指令 第 号
埋立て等の目的	
特定事業を行う場所 の所在地	
特定事業を行う者の 住所、氏名 及び電話番号	住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名) 電話番号
特定事業の期間	年 月 日 ～ 年 月 日
特定事業区域の面積	m ²
土砂等の排出場所及 び搬入予定数量	排出場所 搬入予定数量 m ³
施工管理者の氏名	

備考 縦は 120 センチメートル以上、横は 90 センチメートル以上とすること。

（２）土砂等の搬入から完了検査まで

許可後、土砂等搬入届出書を知事に提出（搬入する日の 10 日前まで）
（別記 4 土砂等搬入届出書の記載要領（p. 39）等参照）



県による確認



- ・ 許可を受けた施工計画に則って施工するとともに、周辺地域の生活環境保全・災害発生防止計画に則って対応すること。
- ・ 技術上の基準等を踏まえた設計、作業方法、必要な構造設備の主な遵守事項は次のとおり。

埋立て準備工

- ① 地山勾配が1：4を超える傾斜地に埋立て等を行う場合は、埋立て等を行った土砂等が滑らないように、現地盤に幅1 m以上の段切りを施工すること（図－3（p.17）参照）。
- ② 許可を受けた施工計画に合わせ、盛土の計画高、盛土又は切土の計画法面勾配等を示す丁張りを要所に設置すること（図－4（p.17）参照）。

※1 丁張り：盛土・切土を完成させるのに用いる高さ・勾配の指標（図－4（p.17）参照）
杭とそれに水平又は斜めに打ち付けられた板で構成されるのが一般的

※2 丁張り設置後、埋立て工の施工前に県に連絡すること（必要に応じて、県の担当職員が現地確認を実施する。）。

また、施工中の立入検査、特定事業完了時の検査に備えて、可能な限り完了まで存置すること（設置に当たっては、完了まで存置することを考慮の上、設置場所を設定すること。）。

埋立て工

- ① 土砂等による埋立て等の締固めは、ブルドーザー又はバックホーで施工し、1層を30 cm程度で層状に施工しながら、法面を整形すること。
 - ② 法面の勾配は、土砂等による埋立て等の高さ（特定事業により生じる法面の最下部と最上部の高低差）が5 m以下の場合は1：1.8勾配以上、5 m超15 m以下の場合は1：2.0勾配以上、15 m超の場合には安定計算を行い安全が確保される勾配で整形すること（図－2（p.16）参照）。
 - ③ 土砂等による埋立て等の高さ5 mごとに幅1 m以上の小段を設けるとともに、小段には水が溜まらないよう、5 %程度の勾配を設けること（図－5（p.17）参照）。
 - ④ 搬入した土砂等の数量が分かるように毎日「特定事業施工管理台帳（別記様式第18号（p.46）」に記載すること（別記6 特定事業施工管理台帳の取扱要領（p.45）参照）。
 - ⑤ 要所ごとに写真撮影を行うこと。
 - ⑥ 埋立て工については、以上のことを繰り返し、土砂等による埋立て等の完了後の法面は、緑化等の法面保護工を施工すること。
- ※ 特定事業区域に土砂等を搬入する場合には車両の見やすい箇所に土砂等の搬入に供する車両である旨を表示し、搬入を委託する場合にはその旨を表示させるよう努めること（別記5 車両の表示要領（p.44）参照）。

排水施設工、擁壁工

※設置する構造物の内容によっては、準備工、防災工として埋立て工前に施工

- ① 湧水の多い土地に土砂等による埋立て等を行う場合は、有孔管等による排水施設を設置し、雨水等を適切に排水しなければ埋立て等を行う土砂等が流出し、又は災害が発生するおそれがある場合は、

十分な能力及び構造を有する排水施設を設置すること。

- ② 擁壁等を設置する場合、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）第 8 条から第 12 条までの規定に適合すること。

施工状況報告

- ① 特定事業の許可を受けた日から 3 か月ごとに遅滞なく、特定事業施工状況報告書（別記様式第 19 号（p.47））に、当該期間の特定事業施工管理台帳の写しを添えて、知事に報告すること（別記 6 特定事業施工管理台帳の取扱要領（p.45）参照）。

※ 特定事業施工管理台帳は、特定事業区域又は最寄りの事務所・事業所内に備え付け、特定事業区域に搬入した土砂等の「搬入時刻」、「搬入車両の登録番号・運転者の氏名」、「数量」等を毎日記載すること。

また、事務所・事業所内には、特定事業施工管理台帳とともに特定事業許可に係る申請書、届出書、報告書及び添付書類の写しを備え付け、利害関係者が随時閲覧できるようにしておくこと。

事業内容の変更

- ① 特定事業の内容を変更しようとするときは、軽微な変更を除き、事前に特定事業変更許可申請を行い、許可を得た後、行うこと（別記 7 特定事業変更許可申請書の記載要領（p.48）等参照）。
- ② 軽微な変更の場合は、変更のあった日から 14 日以内に特定事業軽微変更届書（別記様式第 7 号（p.54））を提出すること（別記 8 特定事業軽微変更届出書の記載要領（p.52）参照）。

埋立て等施工中の土壌検査、水質検査

- ① 土砂等搬入開始後の経過期間、又は搬入した土砂等の数量に応じて、土壌検査を実施し、報告期限までに結果を知事に提出すること（実施方法、報告期限等は、「IV 埋立て等施工中の土壌検査」（p.10）参照）。
- ② 特定事業区域から排出される水がある場合には、土砂等搬入開始後の経過期間、又は搬入した土砂等の数量に応じて、水質検査を実施し、報告期限までに結果を知事に提出すること（実施方法、報告期限等は、「V 埋立て等施工中の水質検査」（p.13）参照）。

施工完了



特定事業完了届出書（別記様式第 13 号（p.61））提出後、県の確認を受けること。

※ 届出書には、出来形図面等（平面図、断面図、土砂等容量計算書等）を添付すること。（別記 10 特定事業完了届出書の記載要領（p.60）参照）

特定事業完了後の土壌検査、水質検査

- ① 県の検査を受け、施工計画等に適合していると認められた後、土壌検査、水質検査を実施し、報告期限までに結果を知事に報告すること。

(実施方法、報告期限等は、「Ⅳ 埋立て等施工中の土壌検査」(p.10)、「Ⅴ 埋立て等施工中の水質検査」(p.13)参照。水質検査の要否は、埋立て等施工中の水質検査の要否に同じ。)

Ⅳ 埋立て等施工中の土壌検査

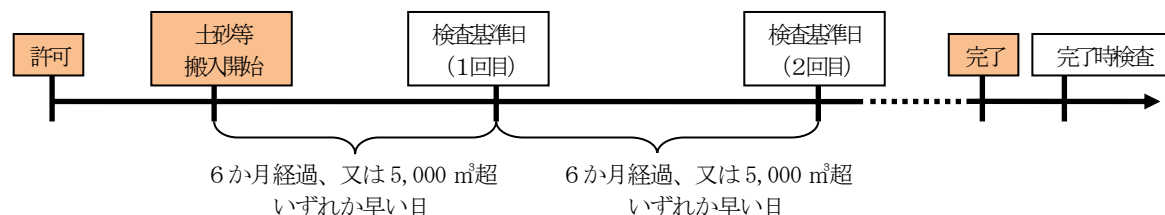
土壌検査の実施方法

- ① 特定事業の許可を受けた者は、①「特定事業区域へ土砂等の搬入を開始した日から6か月を経過する日」、又は②「特定事業区域へ土砂等の搬入を開始した日から特定事業区域に搬入した土砂等の数量が5,000 m³を超える日」のいずれか早い日(以下「検査基準日」という。)をもって、土壌検査を行う義務を負う。

なお、一度検査基準日が到来した場合、上記内容は、①「前回の検査基準日から6か月を経過する日」、又は②「前回の検査基準日から特定事業区域に搬入した土砂等の数量が5,000 m³を超える日」と読み替える。

また、土壌検査のための試料採取には、県の担当職員が立ち会うので、事前に日程を調整すること。

<イメージ図>



- ② 特定事業区域内の土壌検査は、次の表の左欄に掲げる土砂等埋立て等区域の面積に応じ、当該土砂等埋立て等区域をそれぞれ同表の右欄に掲げる数以上の区域に等分して行うこと。

1ヘクタール未満	2
1ヘクタール以上2ヘクタール未満	3
2ヘクタール以上3ヘクタール未満	4
3ヘクタール以上4ヘクタール未満	5
4ヘクタール以上5ヘクタール未満	6
5ヘクタール以上6ヘクタール未満	7
6ヘクタール以上7ヘクタール未満	8
7ヘクタール以上8ヘクタール未満	9
8ヘクタール以上9ヘクタール未満	10
9ヘクタール以上10ヘクタール未満	11
10ヘクタール以上	12

- ③ 土壌検査のための試料とする土砂等の採取は、等分された区域の中央地点、及び当該中央地点を交点に直角に交わる二直線上の当該中央地点から5～10mまでの4地点（当該地点がない場合にあっては、中央地点を交点に直角に交わる二直線上の当該中央地点と、当該区域の境界との中間地点4地点）の計5地点において等量を採取し、等分された1つの区域ごとに混合し、それぞれ1つの試料とすること（図－6（p.18）参照）。
- ④ 土壌検査は、次の土砂施行規則別表第1の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の測定方法の欄に掲げる測定方法により行うこと。

土壌検査の報告

土壌検査の結果は、検査基準日から1か月を経過する日（特定事業完了後の土壌検査については、「知事が定める日」）までに、「特定事業区域内土壌検査等報告書（別記様式第20号）（p.63）」に必要書類を添えて知事に報告すること（別記11 特定事業区域内土壌検査等報告書の記載要領（p.62）参照）。

土砂施行規則 別表第1（第3条、第10条、第16項関係）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	日本産業規格K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	日本産業規格K0102の38に定める方法（日本産業規格K0102の38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。）又は水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年環境庁告示第59号」という。）付表1に掲げる方法
有機燐	検液中に検出されないこと。	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年環境庁告示第64号」という。）付表1に掲げる方法又は日本産業規格K0102の31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法）
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0102の54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本産業規格K0102の65.2（日本産業規格K0102の65.2.2及び65.2.7を除く。）に定める方法
砒素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下 （埋立て等を行う場所の土地利用目的が農用地（田に限る。銅の項及び別表第3備考第2号において同じ。）である場合にあっては、検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満）	検液中濃度に係るものにあつては日本産業規格K0102の61に定める方法、農用地に係るものにあつては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法

アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表 2 及び昭和49年環境庁告示第64号付表 3 に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表 4 に掲げる方法
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地である場合にあっては、試料 1 キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号。以下「平成9年環境庁告示第10号」という。）付表に掲げる方法
1・2—ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1・1—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1・2—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1・1・1—トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1・1・2—トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1・3—ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表 5 に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表 6 の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表 6 の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法

ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	日本産業規格K0102の34.1（日本産業規格K0102の34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は日本産業規格K0102の34.1.1c）（注（2）第3文及び日本産業規格K0102の34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本産業規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める
1・4－ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表8に掲げる方法

備考 この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

V 埋立て等施工中の水質検査

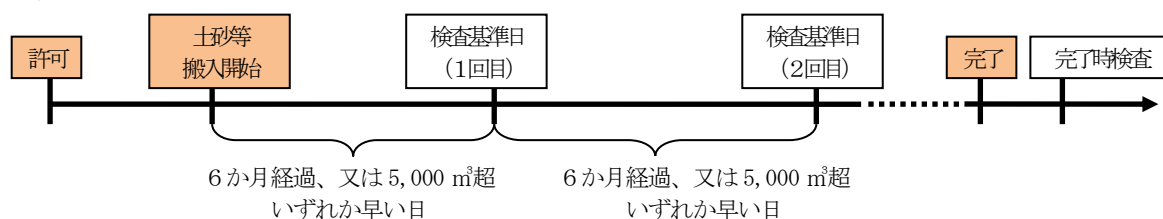
水質検査の実施方法

- ① 特定事業区域内に湧水や常流水が確認された場合、埋立て等施工前に多孔管や暗渠管等の排水施設を埋設して、湧水や常流水を区域外へ排出すること。このような暗渠排水施設から排出する水がある場合に、水質検査を実施すること。
- ② 水質検査を実施しなければならない場合、特定事業の許可を受けた者は、①「特定事業区域へ土砂等の搬入を開始した日から6か月を経過する日」、又は②「特定事業区域へ土砂等の搬入を開始した日から特定事業区域に搬入した土砂等の数量が5,000 m³を超える日」のいずれか早い日（土壌検査における「検査基準日」と同じ。）をもって、水質検査を行う義務を負う。

なお、一度検査基準日が到来した場合、上記内容は、①「前回の検査基準日から6か月を経過する日」、又は②「前回の検査基準日から特定事業区域に搬入した土砂等の数量が5,000 m³を超える日」と読み替える。

また、水質検査のための試料採取には、県の担当職員が立ち会うので、事前に日程を調整すること。

<イメージ図>



- ③ 水質検査は、次の土砂施行規則別表第3の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の測定方法の欄に掲げる測定方法により行うこと。

水質検査の報告

水質検査の結果は、検査基準日から1か月を経過する日まで（特定事業完了後の水質検査については、「知事が定める日」）に、「特定事業区域内土壌検査等報告書（別記様式第20号）（p.63）」に必要書類を添えて知事に報告すること（別記11 特定事業区域内土壌検査等報告書の記載要領（p.62）参照）。

土砂施行規則 別表第3（第17条関係）

項目	測定方法
カドミウム	日本産業規格K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	日本産業規格K0102の38.1.2（日本産業規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。）及び38.2に定める方法、日本産業規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法、日本産業規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は昭和46年環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
有機燐	昭和49年環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は日本産業規格K0102の31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法）
鉛	日本産業規格K0102の54に定める方法
六価クロム	日本産業規格K0102の65.2（日本産業規格K0102の65.2.2及び65.2.7を除く。）に定める方法
砒素	日本産業規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	昭和46年環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
P C B	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	日本産業規格K0102の52.2、52.3、52.4又は52.5に定める方法
ジクロロメタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	平成9年環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1・2—ジクロロエタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1・1—ジクロロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1・2—ジクロロエチレン	シス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法

1・1・1—トリクロロエタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1・1・2—トリクロロエタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1・3—ジクロロプロペン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	日本産業規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	日本産業規格K0102の34.1（日本産業規格K0102の34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は日本産業規格K0102の34.1.1c）（注（2）第3文及び日本産業規格K0102の34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほう素	日本産業規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1・4—ジオキサン	昭和46年環境庁告示第59号付表8に掲げる方法
水素イオン濃度	日本産業規格K0102の12.1に定める方法又は昭和49年環境庁告示第64号に定める方法

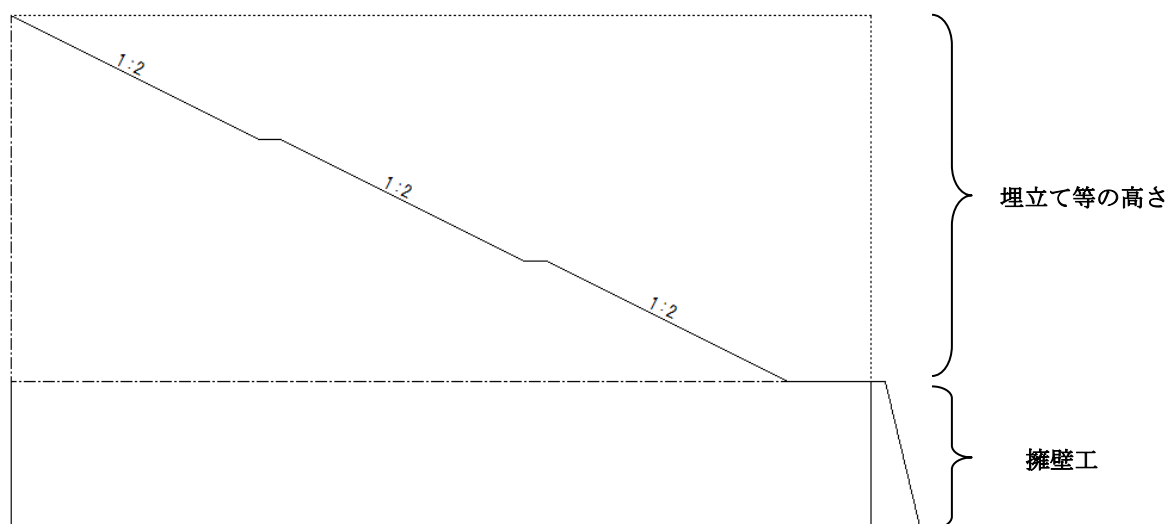
備考

- この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- この表の項目の欄中「銅」の検査は、土砂等による埋立て等の用に供する場所の利用目的が農用地である場合に行う。

VI 標準図

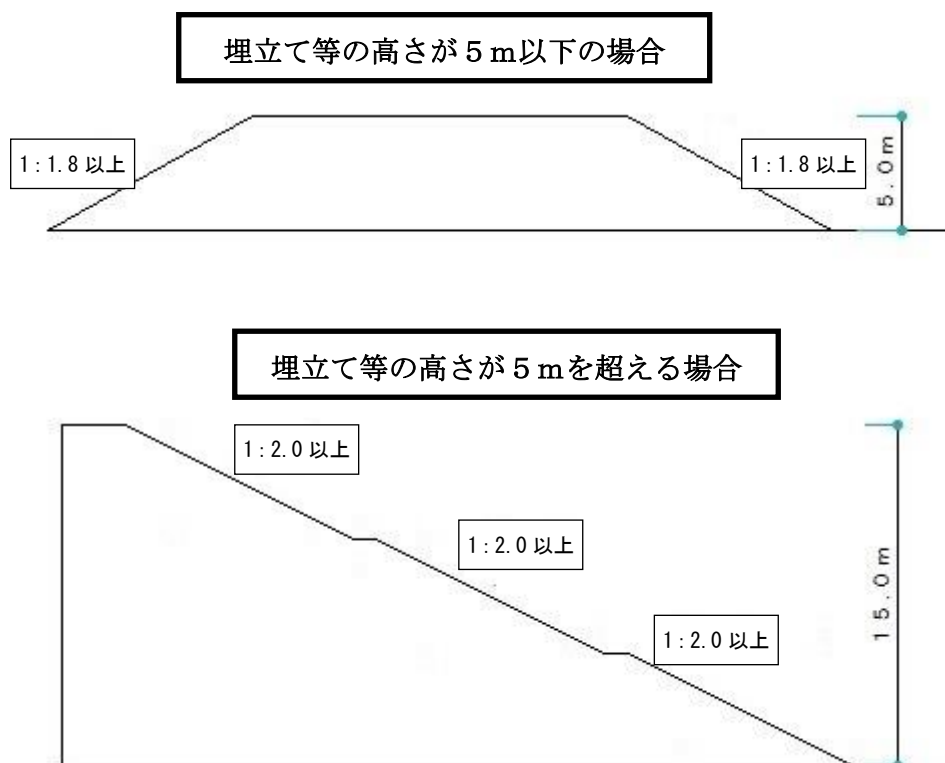
図－１ 「土砂等による埋立て等の高さ」とは

特定事業により生じる法面の最下部（擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の上端）と最上部（最上部に勾配がある場合にあつては、その最も高い箇所）との高低差をいう。



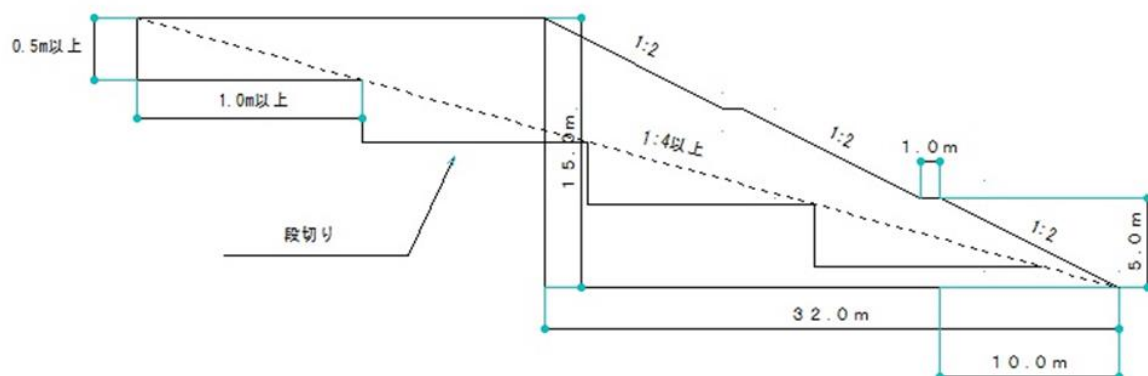
図－２ 土砂等による埋立て等の高さとな面勾配

法面は、土砂等による埋立て等の高さが5 m以下の場合には1：1.8勾配以上、5 m超15 m以下の場合には1：2.0勾配以上、15 m超の場合には安定計算を行い安全が確保される勾配で整形すること。



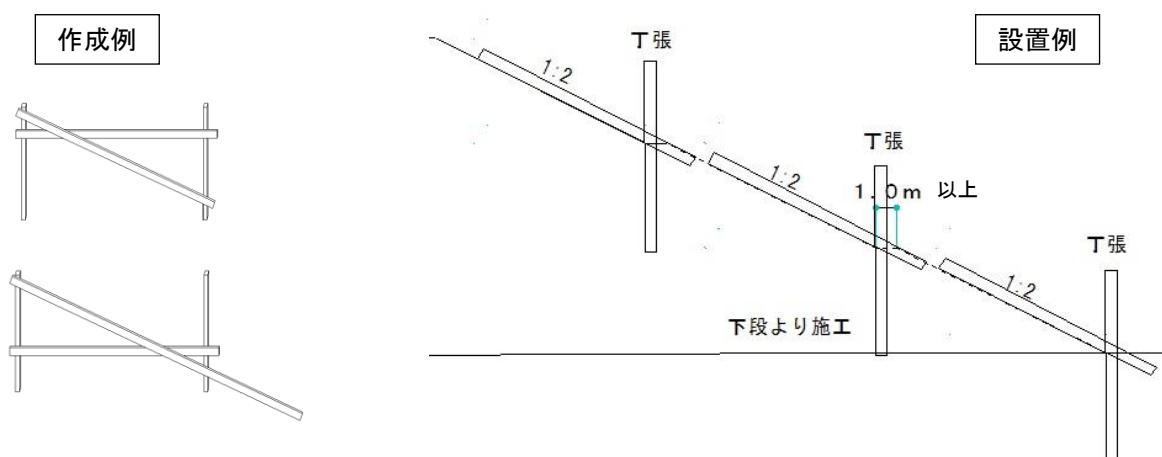
図－３ 段切り施工

地山勾配が 1 : 4 を超える傾斜地に埋立て等を行う場合は、埋立て等を行う土砂が滑らないように、現地盤に幅 1 m 以上の段切りを施工すること。



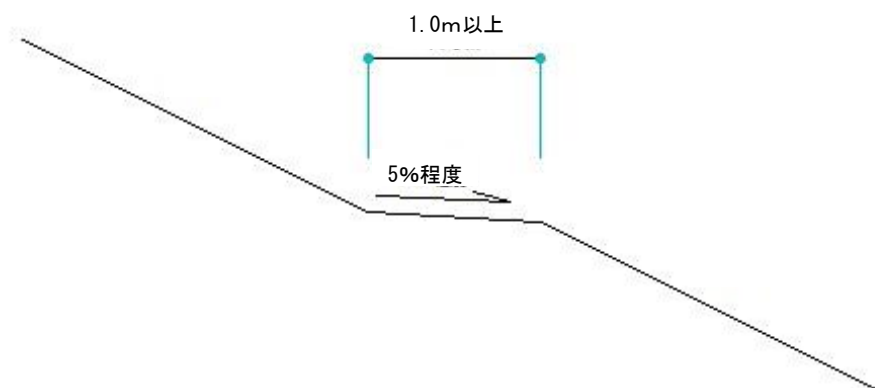
図－４ 丁張り

土砂等の埋立て等を行う前に、許可を受けた施工計画に合わせ、丁張りを設置すること。



図－５ 小段の構造

土砂等による埋立て等の高さ 5 m ごとに幅 1 m 以上の小段を設けるとともに、小段には水が溜まらないよう、5 % 程度の勾配を設けること。

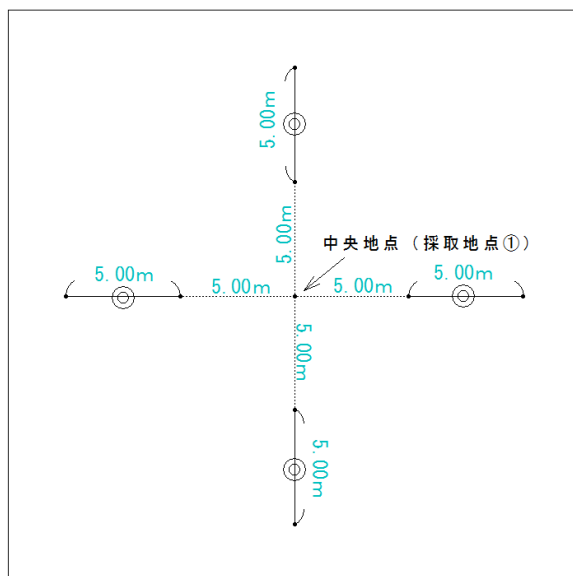


図－6 土壌検査試料採取方法

土砂等埋立等区域の面積に応じ、当該土砂等埋立等区域をそれぞれ10ページの②の表の右欄に掲げる数以上の区域に等分し、区分された区域ごとに次のとおり土砂等を採取すること。

<原則>

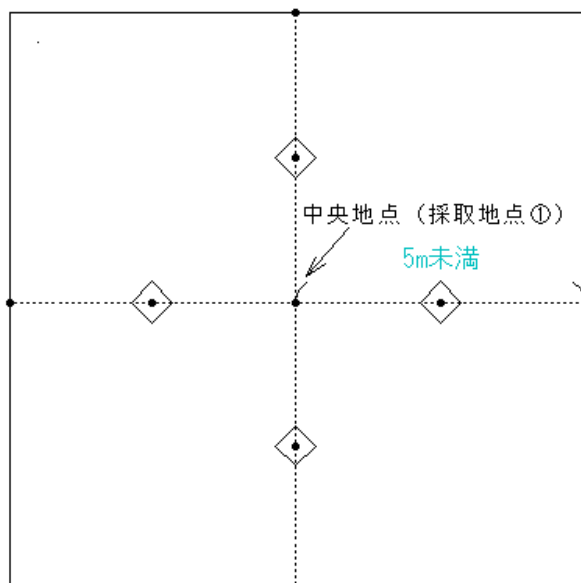
等分された区域の中央地点（下図の①）、当該中央地点を交点に直角に交わる二直線上の当該中央地点から5～10mまでの4地点（下図の◎）の計5地点において等量を採取し、等分された1つの区域ごとに混合し、それぞれ1つの試料とする。



◎：採取地点②～⑤（中央地点から5～10mの線上）

※<等分された区域の中央地点から境界までが5m未満の場合>

等分された区域の中央地点（下図の①）、当該中央地点を交点に直角に交わる二直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間地点4地点（下図の◇）の計5地点において等量を採取し、等分された1つの区域ごとに混合し、それぞれ1つの試料とする。

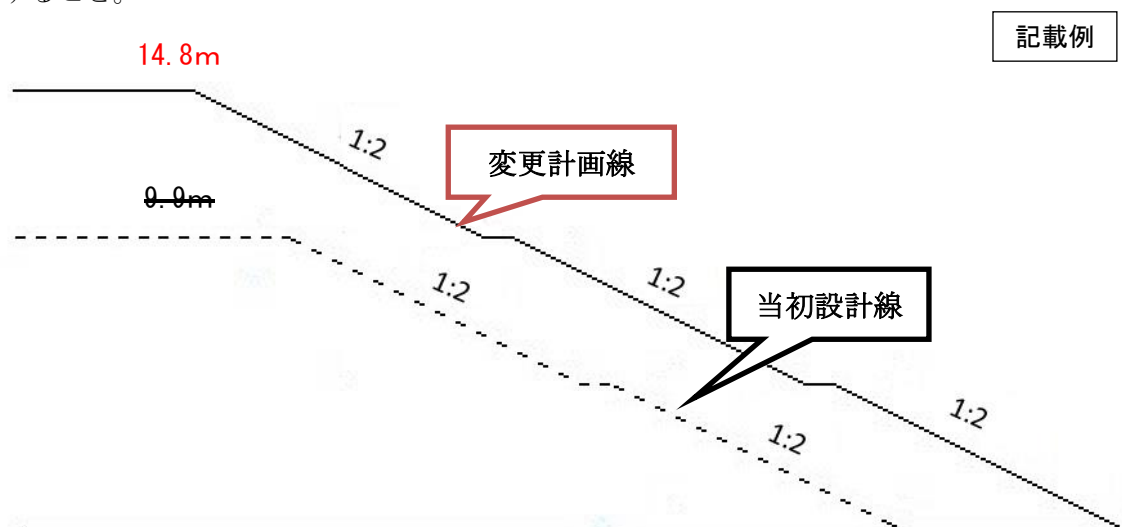


◇：採取地点②～⑤（中央地点と区域の境界との中間地点）

図－７ 変更図面の作成方法

当初設計線は点線で記入し、変更設計線及び出来形線は実線で記入すること。

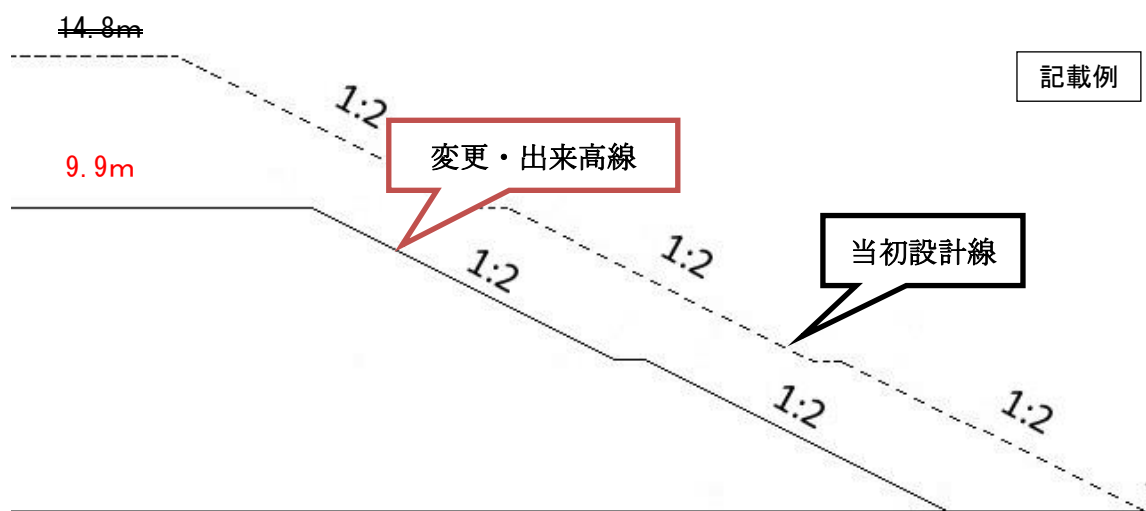
計画高等の数値の記載がある場合には、当初の数値を二重線で見え消しし、赤字で変更後の数値を記載すること。



図－８ 軽微変更図面・出来形図面の作成方法

当初設計線は点線で記入し、変更設計線及び出来形線は実線で記入すること。

計画高等の数値の記載がある場合には、当初の数値を二重線で見え消しし、赤字で変更後の数値を記載すること。



別記 1 特定事業許可申請書の記載要領

1 申請書の提出方法等

- (1) 申請書はフラットファイル、ファイルケース等で製本すること。

また、フラットファイル等の背表紙及び表紙に「特定事業許可申請書 ○○○○○ (申請者名)」と記載すること。

- (2) 提出部数は1部とする。

2 使用する様式

「特定事業許可申請書 (別記様式第2号 (p.26))」を使用すること。

3 特定事業許可申請書の記載

- (1) 埋立て等の目的

建設残土の処分、宅地造成、農地改良及び一時保管等の具体的な埋立て等の目的を記入すること。

- (2) 特定事業区域の面積、土砂等埋立等区域の面積

面積は面積計算書 (小数点以下第2位) により算出された面積で、小数点以下第1位 (小数点以下第2位を切り捨て)まで記載すること。

- (3) 特定事業を行う期間

特定事業を行う期間は最長で3年とすること。

- (4) 特定事業区域に搬入する土砂等の数量

土砂施行規則第7条第3項第15号による計画縦断面図及び計画横断面図に基づく平均断面法により算出された土砂等の数量で、小数点以下第1位 (小数点以下第2位を切り捨て)まで記載すること。

- (5) 特定事業の施工に関する計画

「別紙のとおり」と記載し、「別記2 特定事業の施工に関する計画書 (p.31)」に従い計画書を作成、添付すること。

- (6) 特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画

「別紙のとおり」と記載し、「別記3 特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画書 (p.36)」に従い計画書を作成、添付すること。

- (7) 役員の氏名及び住所

申請者が法人の場合、役員の氏名及び住所を記載すること。

- (8) 施工管理者の氏名及び住所並びに通常所在する事務所等の所在地及び電話番号

通常所在する事務所等に電話の設置がない場合には、通常連絡の取れる電話番号を記載すること。

特定事業許可申請書及び添付書類一覧

申請書・添付書類		様式の有無	作成上の留意事項及び明示する事項	縮尺等
申請書	特定事業許可申請書 (別記様式第2号(p.26))	有り	・「別記1 特定事業許可申請書の記載要領(p.20)」を参照すること。	
	特定事業の施工に関する計画書	有り	・「別記2 特定事業の施工に関する(変更)計画書(p.31)」に基づき作成すること。	
	特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画書	有り	・「別記3 特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画書(p.36)」に基づき作成すること。	
添付書類	1 特定事業区域の位置を示す図面	無し	・ 道路、地勢等周辺の状況が容易に把握できるもので、方位及び特定事業区域の位置が記されているものであること。	1/10,000 以上
	2 特定事業区域の付近の見取図	無し	・ 特定事業区域及び土砂等埋立等区域の周辺の状況が容易に把握できるもので、方位及び特定事業区域／土砂等埋立等区域の位置が記されているものであること。	1/2,500 以上
	3 土砂等埋立等区域の見取図	無し		
	4 申請者の住民票の写し ※住民票の写しは複写可	無し	・ <u>申請者が個人である場合、添付すること。</u> ・ <u>申請日前3か月以内に発行されたもので、本籍の記載があり、個人番号の記載がないものであること。</u>	
	5 法人の登記事項証明書及び役員全員（監査役を含む。）の住民票の写し ※登記事項証明書、住民票の写しは複写可	無し	・ <u>申請者が法人である場合、添付すること。</u> ・ <u>申請日前3か月以内に発行されたものであること。</u> ・ 住民票の写しは、 <u>本籍の記載があり、個人番号の記載がないものであること。</u>	
	6 特定事業施工に係る資金調達計画書（別記様式第3号(p.28)）	有り		

7 資産及び負債に関する調書 (別記様式第4号(p. 29))、	有り	・ <u>申請者が個人である場合、添付すること。</u> ※ 直近3年間の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、事業税の納付すべき額及び納付済額を証する書類は<u>複写可</u>。	
直近3年間の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、事業税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	無し		
8 直近3年間に終了した各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、事業税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	無し	・ <u>申請者が法人である場合、添付すること。</u> ※ 直近3年間の法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、事業税の納付すべき額及び納付済額を証する書類は<u>複写可</u>。	
9 特定事業区域の土地の登記事項証明書、 不動産登記法第14条第1項に規定する地図の写し、又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し <u>※複写可</u>	無し	・ <u>申請日前3か月以内に発行されたものであること。</u> ・ 不動産登記法第14条第1項に規定する地図の写し、又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写しは、特定事業区域が明示されており、特定事業区域及び隣接地の地目、謄写した法務局名、作成年月日及び作成者氏名が記載されているものであること。	
10 申請者が特定事業区域内の全部又は一部の土地の所有権を有しない場合にあつては、当該所有権を有しない土地を使用する権原を証する書類	有り	○当該土地の賃貸借契約書等 ○特定事業に係る土地所有者の承認書(別記様式第5号(p. 30)) ・ 住所・氏名及び日付は、土地所有者が個人の場合は自署すること。法人の場合は、代表者の氏名を記名の上、担当者が署名することができる。 ※ 都市計画法に基づく開発行為許可申請時等において地権者の同意書を提出している場合は、その写しで<u>代用可</u>。	
11 特定事業の施工が請負によって行われる場合にあつては、当該請負の契約書の写し	無し	・ 基本契約書に基づく注文書及び請書による場合は、当該基本契約書、注文書及び請書の写しを添付すること。	

12 施工管理者の住民票の写し ※複写可	無し	・ 申請日前3か月以内に発行されたものであること。 ・ 住民票の写しは、<u>本籍の記載があり、個人番号の記載がないものであること。</u>	
13 特定事業区域の現況平面図、現況断面図、面積計算書	無し	・ 平面図は、特定事業区域／土砂等埋立等区域の位置を表示すること。	平面図 1/1,000 以上
14 特定事業区域の計画平面図、計画断面図、雨水排水図	無し	・ 計画平面図は、上記区域のほか、計画する排水施設等の位置を表示することとし、色や線種を複数使用する場合は、凡例等により識別できるようにすること。	縦断面図 1/1,000 以上
15 土砂等埋立等区域の計画平面図、計画断面図、面積計算書	無し	・ 断面図は、縦断面図及び横断面図とし、特定事業区域界／土砂等埋立等区域界の位置を表示すること。 ・ <u>縦断面図の測点は、原則として20m間隔とし、形状が変化する地点に測点を追加すること。</u>また、各測点の現況地盤高、計画地盤高及び各測点間の距離を表示すること。 ・ 横断面図は縦断面図の測点ごとに作成し、横断面図上に当該測点の位置を表示すること。また、当該測点における現況地盤高及び計画地盤高（現況横断面図は現況地盤高のみ）を表示すること。 ・ 計画縦断面図及び計画横断面図は、法面の勾配（p.16）、小段の幅（p.17）、土砂等による埋立て等の高さ（p.16）。当該高さが5m以上である場合にあっては、当該高さに加えて小段により区分される高さ及び当該小段の幅）、排水施設等の位置を表示すること。 ・ 計画横断面図は、盛土部分及び切土部分の断面積を表示すること。 ・ 面積は小数点以下第1位（小数点以下第2位を切り捨て）まで表示すること。 ・ 面積計算は求積図等により根拠を明らかにすること。求積図は、境界点の位置及び境界点間の距離を表示すること。	横断面図 1/1,000 以上

16 埋立て等をする土砂等の 予定容量計算書	無し	・ 上記 1 5 の計画縦断面図及び計画横断面図に基づく平均断面法により算出すること。 ・ 土砂等の予定容量は、小数点以下第 1 位（小数点以下第 2 位を切り捨て）まで表示すること。	
17 特定事業が規則で定める 規模を超える場合において、 土砂等による埋立て等の構造 の安定計算を行うときは、当 該安定計算を記載した書面	無し	・ 土砂等による埋立て等の高さ（p. 1 6）が 1 5 m をを超える場合に作成すること。	
18 擁壁を設置する場合にあ っては、当該擁壁の構造計画 及び構造計算を記載した書面 （応力算定及び断面算定を記 載した書面を含む。）	無し	・ 擁壁の設計根拠資料及び設計図 ・ 擁壁の構造、規模を示す図面 ・ 「別記 1 2 擁壁の基準（p. 6 5）」に基づく構造計算によって、安全が確認されているものであること。 ・ 構造計算、書面作成に当たっては、群馬県建築課が作成した「宅地造成の手引」（群馬県ホームページ内 http://www.pref.gunma.jp/06/h731007_2.html）で公開中）も確認すること。 ※ 擁壁の高さにかかわらず、擁壁を設置する場合には添付が必要	構造図 1/500 以上
19 雨水等を適切に排水しな ければ、埋立て等をした土砂 等が流出し、又は崩落による 災害が発生するおそれがある 場合にあっては、排水施設の 構造計画図、流出量算定及び 排水断面算定を記載した書面	無し	・ <u>湧水が確認できる土地、地表水が集中しやすい土地及び自然排水を遮断するような地形構造の場合、又は盛土することにより地表水等が集中することが想定される場合には、暗渠排水施設の設置等排水に係る施設やその他有効な排水に係る措置を講じ、集水区域図から算出した流出量計算書、排水断面計算書及び構造図等の図面を添付すること。</u> ・ 図面には、排水施設の位置、規模、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置が記載されていること。 ・ 図面には、排水施設の種類、材料が記載されていること。	集水区域 図面 1/5,000 以上 構造図 1/500 以上

	20 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては、特定事業が当該法令等に基づく許認可等を要するものであることを示す書類	無し	・ 当該行為の許認可等（p. 2）の通知等であること。ただし、許認可等の決定がなされていない場合には、申請書の写し（提出先の受付印が押されているものに限る。） ・ 事業実施に伴って、国、県又は市町村と協議し、又は許認可等を受けたときは、当該協議の記録、許認可等を受けたことを証する書面の写し	
	21 上記のほか、知事が必要と認める書類	無し	・ 現況写真 ①特定事業区域の全景がわかるように撮影すること。 ②特定事業区域の現況平面図に撮影位置を記入すること。	

別記様式第2号（規格A4）（第7条関係）

（表）

特定事業許可申請書

年 月 日

群馬県知事 あて

住所

申請者 氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例第8条第1項の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

埋 立 て 等 の 目 的		
特 定 事 業 区 域 の 位 置 及 び 面 積	位置	面積（実測） m ²
土 砂 等 埋 立 等 区 域 の 位 置 及 び 面 積	位置	面積（実測） m ²
特 定 事 業 を 行 う 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	
特 定 事 業 区 域 に 搬入する土砂等の数量	m ³	
特 定 事 業 の 施 工 に 関 す る 計 画		
特定事業区域の周辺の 地域の生活環境の保全 及び災害の発生の防止 に 関 す る 計 画		
（申請者が法人の場合） 役員の氏名及び住所	氏名 住所	
施工管理者の氏名及び 住所並びに通常所在す る事務所等の所在地及 び 電 話 番 号	氏名 住所 通常所在する事務所等の所在地 通常所在する事務所等の電話番号	
そ の 他		

備考 欄に記入しきれない場合には、「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付すること。

(裏)

添付書類	1 特定事業区域の位置を示す図面 2 特定事業区域の付近の見取図 3 土砂等埋立等区域の見取図 4 申請者が個人である場合にあっては、申請者の住民票の写し 5 申請者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書及び法人の役員の全員の住民票の写し 6 特定事業施工に係る資金調達計画書（別記様式第3号） 7 申請者が個人である場合にあっては、資産及び負債に関する調書（別記様式第4号）、直近3年間の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類並びに事業税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 8 申請者が法人である場合にあっては、直近3年間に終了した各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類並びに事業税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 9 特定事業区域の土地の登記事項証明書及び不動産登記法第14条第1項に規定する地図の写し又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し 10 申請者が特定事業区域内の全部又は一部の土地の所有権を有しない場合にあっては、当該所有権を有しない土地を使用する権原を証する書類 11 特定事業の施工が請負によって行われる場合にあっては、当該請負の契約書の写し 12 施工管理者の住民票の写し 13 特定事業区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書 14 特定事業区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水図 15 土砂等埋立等区域の計画平面図、計画断面図及び面積計算書 16 埋立て等をする土砂等の予定容量計算書 17 土砂条例第9条第3項の特定事業が規則で定める規模を超える場合において、安定計算を行うときは、当該安定計算を記載した書面 18 擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の構造計画及び構造計算を記載した書面（応力算定及び断面算定を記載した書面を含む。） 19 雨水等を適切に排水しなければ埋立て等をした土砂等が流出し、又は崩落による災害が発生するおそれがある場合にあっては、当該特定事業区域における排水施設の構造計画図並びに流出量算定及び排水断面算定を記載した書面 20 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては、特定事業が当該法令等に基づく許認可等を要するものであることを示す書類 21 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
群馬県収入証紙又は領収済証明書貼付欄	

別記様式第3号（規格A4）（第7条関係）

特定事業施工に係る資金調達計画書

内訳		金額（千円）
特定事業の施工に必要な資金の総額		
	土地	
	事務所	
	運搬車両等	
調達方法	自己資金	
	借入金	
	（借入先）	
	その他	
	増資	
備考 内訳欄については、事業計画に応じて適宜変更すること。		

別記様式第4号（規格A4）（第7条関係）

資産及び負債に関する調書			
年 月 日現在			
資産の種別	内 訳	数 量	価 格 又 は 金 額 （ 千 円 ）
現 金 及 び 預 金			
有 価 証 券			
未 収 入 金			
売 掛 金			
受 取 手 形			
土 地			
建 物			
備 品			
車 両			
そ の 他			
資 産 計			
負債の種別	内 訳	数 量	価 格 又 は 金 額 （ 千 円 ）
長 期 借 入 金			
短 期 借 入 金			
未 払 金			
預 り 金			
前 受 金			
買 掛 金			
支 払 手 形			
そ の 他			
負 債 計			

備考 欄に記入しきれない場合には「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付すること。

特定事業に係る土地所有者の承認書

特定事業許可申請者（ ）が当方の所有地である次表の土地において行う特定事業については、異議がないので承認します。

所在地及び地番	地目	地積（公簿）（㎡）	備考

また、承認の前提として、次の事項について、特定事業許可申請者から、
年
月 日 に説明を受け、その内容を確認しました。

1	申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
2	特定事業区域の位置及び面積
3	特定事業の期間
4	特定事業区域に搬入する土砂等の数量
5	特定事業の施工に関する計画
6	特定事業に供する施設の設置計画（施設の位置を含む。）
7	特定事業が完了した場合の特定事業区域の出来形
8	特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画
9	特定事業の施工を管理する者（施工管理者）の氏名
10	特定事業の施工を管理する事務所の所在地及び電話番号

上記のとおり、承認したことを証するため、署名します。

年 月 日

土地所有者 住所
氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

注 土地所有者が法人の場合は、代表者の氏名を記名の上、担当者が署名をすることができる。

別記 2

特定事業の施工に関する（変更）計画書

施工期間	自	許	可	日
	至		年 月	日

事業者 _____

1 現場組織表

① 事業者名 住 所
氏 名
電 話

②現場施工体制

施工管理者
電 話

重機責任者
電 話

事務責任者
電 話

2 特定事業に使用する機械、資材

1) 使用機械

名 称	規 格	数 量	備 考

2) 使用資材

[illegible]

3 施工内容

以下は、土砂施行規則別表第2に規定する技術上の基準等を示したものである。実際の施工計画の作成に当たっては必要な部分を記載することとし、このページをそのままコピーして申請書に添付しないこと。
また、記載に当たっては、技術上の基準等だけでなく、他の法令の基準、現地の状況等を確認し、盛り込むなど適切な内容、文言とすること。

【技術上の基準】（土砂施行規則別表第2）

- 1 土砂等埋立等区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、くい打ち、土の置換えその他の措置が講じられること。
- 2 著しく傾斜をしている土地において、施工する前の地盤と埋立て等をされる土砂等との接する面が滑り面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられること。
- 3 土砂等による埋立て等の高さ及び法面の勾配は、次の表のとおりとする。

土砂等による埋立て等の高さ		法面の勾配
知事が専門知識を有する者の意見を聴いた場合	安定計算を行い、安全が確保される高さ	安定計算を行い、安全が確保される勾配
その他	15 m以下	垂直1 mに対する水平距離が2 m以上の勾配
	5 m以下	垂直1 mに対する水平距離が1.8 m以上の勾配

- 4 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第8条から第12条までの規定に適合すること。
- 5 土砂等による埋立て等の高さが5 m以上である場合にあっては、土砂等による埋立て等の高さ5 mごとに幅1 m以上の段を設けること。
- 6 土砂等による埋立て等の完了等の後に地盤の緩み、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられること。
- 7 土砂等による埋立て等の完了後の法面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の浸食から保護する措置が講じられること。
- 8 湧水の多い土地に土砂等による埋立て等を行う場合にあっては、有孔管等による排水施設を設け、雨水等を適切に排水しなければ埋立て等を行う土砂等が流出し、又は災害が発生するおそれがある場合にあっては、十分な能力及び構造を有する排水施設を設けること。

【指 針】

- 1 基準1、2、4、5、8については、該当しない場合はその旨を記載すること。
- 2 基準2について、地山勾配が1：4を超える傾斜地に埋立て等を行う場合は、現地盤に幅1 m以上の段切りを行うこと。
- 3 基準3について、土砂等による埋立て等の高さ及び法面の勾配等を示す丁張りを要所に設置するこ

と。

- 4 基準5について、法面に設けた小段は、水が溜まらないように、5 %程度の勾配を設けること。
- 5 基準6について、土砂等の締固めは、ブルドーザー又はバックホーを用い、1層を30 c m程度として行うこと。
- 6 その他、計画に係る提出図面のとおりに施工すること。

4 計画工程表

工 程	年数	1 年 目												2 年 目												3 年 目													
	月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
準備工事																																							
測量等計画・準備																																							
伐採・伐根																																							
資材搬入路工																																							
丁 張																																							
防災工																																							
土砂防止柵工																																							
排水工																																							
沈砂池工																																							
地盤改良工																																							
擁壁工																																							
土工事																																							
【土砂等搬入届出書提出】																																							
土砂埋立工																																							
【土壌等検査・結果報告】																																							
【施工状況報告書提出】																																							
排水施設工																																							
法面保護工																																							
【完了届出書提出】																																							

<記載例>

工事の工種ごとの計画工程を記載すること。

別記 3

特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全
及び災害の発生の防止に関する計画書

施工期間 自 許 可 日
 至 年 月 日

事業者 _____

1 特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画

以下は、指針を示したものである。実際の計画の作成に当たっては必要な部分を確認し、該当しない項目がある場合は、その旨を記載すること。このページをそのままコピーして申請書に添付しないこと。

また、記載に当たっては、指針だけでなく、他の法令の基準、現地の状況等を確認し、盛り込むなど適切な内容、文言とすること。

【指 針】

粉じんの飛散防止対策	特定事業区域が「大気汚染防止法」に基づく一般粉じん発生施設に該当する場合は、当該施設の管理に関する基準に適合すること。
騒音防止対策 振動防止対策	1 土砂等を搬入する時間帯及び埋立て等の作業を行う時間帯は、原則として、日曜日・祝日及び年末年始を除く日の午前7時から午後7時までとすること。 2 特定事業区域内で行う作業が「騒音規制法」又は「群馬県的生活環境を保全する条例」に基づく特定建設作業に該当する場合は、これらの法令に基づく騒音の規制基準に適合すること。 3 特定事業区域の周辺の地域における騒音の大きさが、騒音に係る環境基準に適合すること。 4 特定事業区域内で行う作業が「振動規制法」又は「群馬県的生活環境を保全する条例」に基づく特定建設作業に該当する場合は、これらの法令に基づく振動の規制基準に適合すること。 5 土砂等を搬入する事業者及びその搬入車両の運転者に対し、特定事業区域の周辺の住宅地内を通行する際は徐行するよう要請すること。 6 土砂等を搬入する事業者及びその搬入車両の運転者に対し、過積載を行わないよう要請すること。
交通安全対策	1 特定事業区域から公道への土砂等の撒き出しを防止すること。 2 土砂等の搬入路が通学路に当たる場合は、地元の市町村教育委員会と協議の上、搬入の時間帯を調整すること。 3 搬入路の幅員等の状況により、交通事故の発生が懸念される場合は、交通誘導員の配置や交通安全施設の設置等の措置を講ずること。
周辺住民の安全対策	1 特定事業区域に、人がみだりに立ち入ることを防止するためのさく等を設けること。 2 特定事業区域の出入口は、原則として1箇所とし、作業終了後は施錠すること。
その他	土砂等を搬入する事業者及びその搬入車両の運転者に対し、規則で定められている車両の表示を行うよう要請すること。

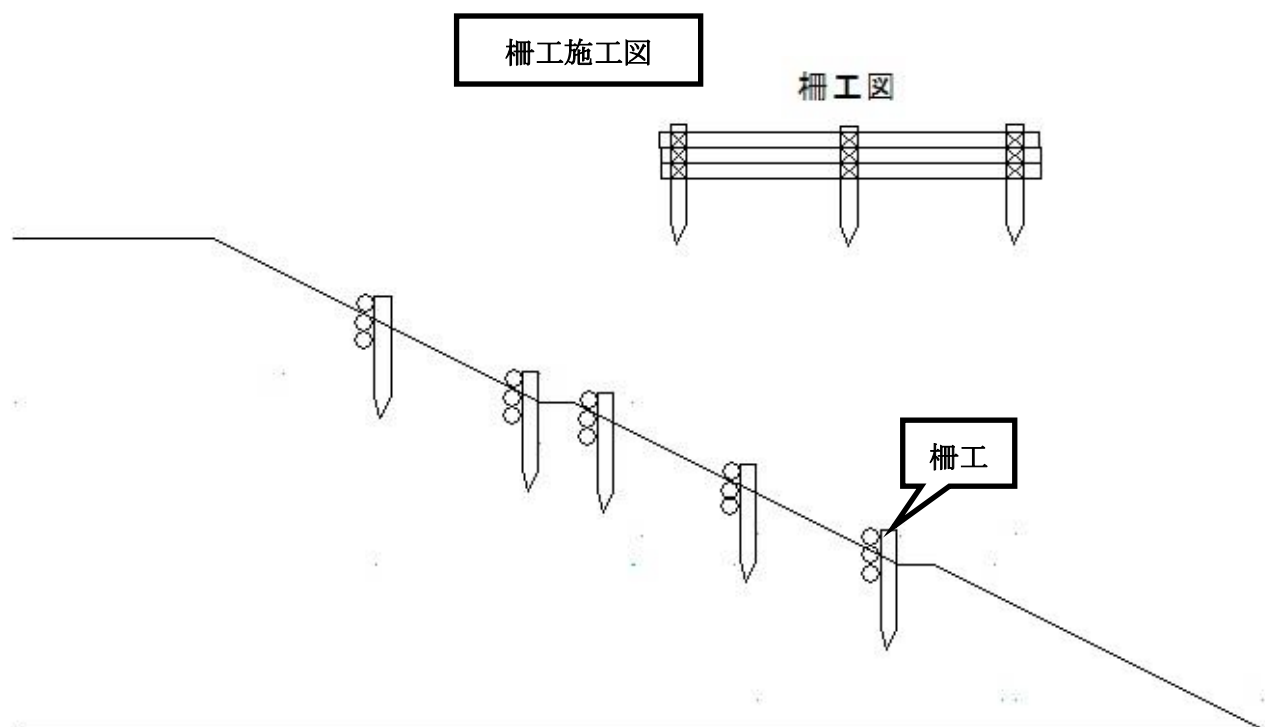
2 特定事業区域の災害の発生の防止に関する計画

以下は、指針を示したものである。実際の計画の作成に当たっては必要な部分を記載することとし、このページをそのままコピーして申請書に添付しないこと。

また、記載に当たっては、指針だけでなく、他の法令の基準、現地の状況等を確認し、盛り込むなど適切な内容、文言とすること。

【指 針】

緊急連絡体制の整備	災害の発生が切迫し、又は災害が発生した場合に備えて、関係者及び関係行政機関との緊急連絡体制を作成し添付するとともに、その内容を作業従事者等に十分周知徹底すること。
災害の発生を防止するための応急対策	災害の予兆が認められるときは、次のような応急措置を講じること。 1 地割れ（クラック）が生じたときは、ビニールシートで覆うなどして雨水の浸透を防ぐ。 2 法面が崩壊したときは、柵工を施工し、法面の安定を図る。（下図「柵工施工図」参照） 3 雨水や湧水により法面が浸食されたときは、必要な箇所に排水施設を設置する。



別記 4 土砂等搬入届出書の記載要領

1 使用する様式

「土砂等搬入届出書（別記様式第 8 号（p.40）」を使用すること。

2 土砂等搬入届出書の記載

（1）搬入しようとする土砂等の予定量

「土砂等排出元証明書（別記様式第 9 号（p.41）」の「今回の証明に係る土砂等の排出量」欄記載の土量を記載すること。

（※土砂等排出元証明書記載の土量は最大 5,000 m³まで）

土砂等搬入届出書及び添付書類一覧

書類 番号	届出書・添付書類	様式 の有無	作成上の留意事項及び明示する事項	縮尺等
1	土砂等搬入届出書 （別記様式第 8 号 （p.40））	有り		
2	土砂等排出元証明書 （別記様式第 9 号 （p.41））	有り	- 土砂等の<u>排出者</u>の記名がなされているもの。 「今回の証明に係る土砂等の排出量」欄記載の土量は 1 度に最大 5,000 m³まで。	
3	検体試料採取調書 （別記様式第 10 号 （p.42））	有り		
4	土壌検査証明書 （別記様式第 11 号 （p.43））	有り	計量士（計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 122 条第 1 項の規定により登録された者であって、計量法施行規則（平成 5 年通商産業省令第 69 号）第 50 条第 1 号に規定する環境計量士（濃度関係）であるものに限る。）が発行したもの。	
5	土壌検査の試料を採取した地点の位置図、現場写真	無し	- 位置図は、周辺の状況が容易に把握判明できるもの。 - 現場写真は、排出場所の概ねの全景及び採取状況が撮影されたもの。	1/100～ 1/1,000

別記様式第8号（規格A4）（第10条関係）

土砂等搬入届出書

年 月 日

群馬県知事 あて

住所

届出者 氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例第8条第1項の規定による許可に係る土砂等の搬入を行いたいので、同条例第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日 及び許可の番号	年 月 日 群馬県指令 第 号
今回の届出に 関する土砂等の 排出場所及び 土砂等を排出する者	（排出場所） 所在地 工事名 （排出する者） 住所 氏名 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名） 電話番号
搬入しようとする 土砂等の予定量	合計 m ³
添付書類	① 土砂等排出元証明書（別記様式第9号） ② 土壌検査の試料を採取した位置図 ③ 土壌検査の試料を採取した現場写真 ④ 検体試料採取調書（別記様式第10号） ⑤ 土壌検査証明書（別記様式第11号）

備考 この届出書は、土砂等を搬入しようとする日の10日前までに提出すること。

別記様式第9号（規格A4）（第10条関係）

土砂等排出元証明書

年 月 日

群馬県知事 あて

住所

土砂等の排出者 氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例第8条第1項の規定による許可を受けた特定事業区域に搬入する土砂等は、次の工事施工場所から排出したものであること及び当該土砂等の性状が基準に適合していることを証明します。

工 事 名	
工 事 施 工 場 所	
工 事 発 注 者	
工 事 施 工 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
工事に係る土砂等の総排出量及び 当該特定事業区域搬入予定量	総排出量 m^3 当該特定事業区域搬入予定量 m^3
今回の証明に係る土砂等の排出量	m^3
今回の証明に係る土砂等の性状	第一種建設発生土 第二種建設発生土 第三種建設発生土
今 回 の 証 明 に 係 る 土 砂 等 を 運 搬 す る 者	住所 氏名 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）
今回の証明に係る土砂等による 埋立て等を行う特定事業者の 許 可 を 受 け た 者	住所 氏名 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

備考 今回の証明に係る土砂等の性状の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1上欄の区分のうち該当するものを丸で囲むこと。

検体試料採取調書

年 月 日

住所

届出者 氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

住所

採取者 所属

職 氏名

電話番号

別添の検査証明書の検体試料を次のとおり採取しました。

検 体 区 分	
報 告 区 分	土壌検査（搬入・定期・廃止・完了） 水質検査（定期・廃止・完了）
採 取 年 月 日	
採 取 時 の 天 候	
土壌検査の場合の 採 取 深 度	

備考 検体区分の欄には、この調書に係る土壌検査証明書又は水質検査証明書に記載された検体番号等を記載すること。

土壌検査証明書 年 月 日 分析機関名 代表者 所在地 電話番号 環境計量士				
様 （検体番号 ）				
年 月 日に依頼のあった検体について、土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。				
項目	単位	測定値	基準値	測定方法
カドミウム	mg/ℓ		0.003	
全シアン	mg/ℓ		不検出	
有機燐	mg/ℓ		不検出	
鉛	mg/ℓ		0.01	
六価クロム	mg/ℓ		0.02	
砒素	mg/ℓ		0.01	
総水銀	mg/ℓ		0.0005	
アルキル水銀	mg/ℓ		不検出	
PCB	mg/ℓ		不検出	
ジクロロメタン	mg/ℓ		0.02	
四塩化炭素	mg/ℓ		0.002	
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	mg/ℓ		0.002	
1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ		0.004	
1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ		0.1	
1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ		0.04	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ		1	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ		0.006	
トリクロロエチレン	mg/ℓ		0.01	
テトラクロロエチレン	mg/ℓ		0.01	
1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ		0.002	
チウラム	mg/ℓ		0.006	
シマジン	mg/ℓ		0.003	
チオベンカルブ	mg/ℓ		0.02	
ベンゼン	mg/ℓ		0.01	
セレン	mg/ℓ		0.01	
ふっ素	mg/ℓ		0.8	
ほう素	mg/ℓ		1	
1,4-ジオキサン	mg/ℓ		0.05	
農用地（田に限る。）	砒素	mg/kg	15	含有 試験
	銅	mg/kg	125	
備考				

別記 5 車両の表示要領

1 根 拠

(1) 車両の表示（土砂条例第19条）

許可等を受けた者は、車両を使用し、又は委託して特定事業区域に土砂等を搬入するとき（土砂等を排出する者が車両を使用し、又は委託して搬入するときを含む。）は、当該特定事業に係る土砂等の搬入に供する車両である旨その他の規則で定める事項を当該車両の見やすい箇所に表示し、又は表示させるよう努めること。

(2) 表示する事項（土砂施行規則第20条）

- ① 特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨
- ② 特定事業区域の所在地（特定事業区域の所在地の全てを記載することができないときは、当該特定事業区域を代表する所在地）
- ③ 特定事業の許可を受けた者の氏名又は法人の名称
- ④ 特定事業の許可番号
- ⑤ 特定事業区域に土砂等を運搬する者の氏名又は法人の名称

2 記載例

群馬県許可 土砂等搬入車両	
○搬入先（特定事業区域）	
群馬県〇〇市〇〇町〇〇番地	
○許可事業者（申請者）	
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	（株）群馬土砂
○許可番号	群馬県指令第〇〇〇－〇〇号
○土砂等搬入業者	
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	土砂建設 株式会社

注 大きさは、規格A3判（縦29.7センチメートル以上、横42.0センチメートル）以上とすること。

別記 6 特定事業施工管理台帳の取扱要領

1 根 拠

- ① 帳簿の記載（土砂条例第 16 条第 1 項、土砂施行規則第 15 条第 1 項）
 - ・ 特定事業の許可等を受けた者は、当該許可等に係る特定事業区域に搬入された土砂等の数量その他の土砂施行規則で定める事項を帳簿に記載しておくこと。
 - ・ 帳簿の記載は、「特定事業施工管理台帳（別記様式第 18 号（p.46））」により、毎日行うこと。
- ② 知事への報告（土砂条例第 16 条第 2 項、土砂施行規則第 15 条第 3 項）
 - ・ 特定事業の許可等を受けた者は、定期的に、当該許可等に係る特定事業区域に搬入された土砂等の数量その他の土砂施行規則で定める事項を知事に報告すること。
 - ・ 報告は、特定事業の許可を受けた日（再開したときは、再開した日。）から 3 か月ごと（月の中途において当該許可を受けたとき（再開したときは、再開したとき。）は、当該許可を受けた日の属する月を 1 か月とみなす。（例：4 / 15 許可の場合の報告対象期間⇒4 / 15 ～ 6 / 30））に遅滞なく、「特定事業施工状況報告書（別記様式第 19 号（p.47））」に当該期間の特定事業施工管理台帳の写しを添えて行うこと。

2 使用する様式

- ① 帳簿の記載は「特定事業施工管理台帳（別記様式第 18 号（p.46））」を使用すること。
- ② 県への報告は「特定事業施工状況報告書（別記様式第 19 号（p.47））」を使用すること。

3 特定事業施工管理台帳に記載する土砂等の数量

- ① 特定事業区域に搬入されるトラック 1 台毎に土砂等の数量（体積）を記載する。
 - ② 土砂等の単位重量は 1.8 t / m³とし、原則としてトラック 1 台当たりの土砂等の数量（m³）は下表のとおりとする。
- ※ 土砂等をトラックに積載するに当たっては、法令違反（過積載及び土砂等運搬禁止車両（土砂禁ダンプ）への積載等）は行わないとともに、土砂等搬入事業者、搬入車両運転手にも法令を遵守するよう求めること。

トラックの最大積載重量(t)	土砂等の数量 (m ³)
2	1. 1
4	2. 2
10	5. 6
22	12. 2
24	13. 3
26	14. 4
29	16. 1
36	20. 0

特定事業施工管理台帳

年 月 日（ ）

特定事業の許可を受けた者の氏名又は法人の名称
特定事業区域の位置
土砂等埋立等区域の位置

面積 m^2
面積 m^2

記録者の氏名

	土 砂 等 の 搬 入 時 刻	搬入車両の登録番号	土砂等を運搬した者の 氏名又は法人の名称	搬 入 車 両 の 運 転 者 の 氏 名	搬入した土砂等の 数 量 （ m^3 ）	土 砂 等 の 積 込 み 場 所
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
施工作業の内容						

特定事業施工状況報告書

年 月 日

群馬県知事 あて

住所

報告者 氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例第16条第2項の規定により、特定事業の施工の状況を次のとおり報告します。

許可を受けた年月日 及び許可の番号	年 月 日 群馬県指令 第 号				
特定事業区域の面積	㎡（うち実施済面積 ㎡）				
特定事業区域に搬入される土砂等の数量	㎥（うち実施済数量 ㎥）				
今回の報告に係る期間	年 月 日 ～ 年 月 日				
排出場所・工事名等	搬入予定 量（㎥）	前回累計 量（㎥）	今回報告 量（㎥）	累計量 （㎥）	備考
合 計					

備考 今回の報告に係る期間の特定事業施工管理台帳（別記様式第18号）の写しを添付すること。

別記 7 特定事業変更許可申請書の記載要領

1 使用する様式

「特定事業変更許可申請書（別記様式第 6 号（p.50）」を使用すること。

2 特定事業許可申請書の記載

（1）変更の内容

土砂条例第 8 条第 2 項第 2 号から同条同項第 8 号で定める次の事項のうち、変更する事項を記載すること。

- ① 埋立て等の目的
- ② 特定事業区域の位置及び面積
- ③ 土砂等埋立等区域の位置及び面積
- ④ 特定事業を行う期間（延長する場合に限る）
※期間を延長する場合は、最長 1 年。
- ⑤ 特定事業区域に搬入する土砂等の数量（増加させる場合に限る）
- ⑥ 特定事業の施工に関する計画
- ⑦ 特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画

（2）変更の理由

変更に至った具体的な理由を記載すること。

特定事業変更許可申請書及び添付書類一覧

書類 番号	申請書・添付書類	様式 の有無	作成上の留意事項及び明示する事項	縮尺等
1	特定事業変更許可申請書 （別記様式第 6 号 （p.50））	有り	・ 「別記 1 特定事業許可申請書の記載要領（p.20）」「別記 7 特定事業変更許可申請書の記載要領（p.48）」を参照のこと。	
2	特定事業の施工に関する （変更）計画書	有り	・ 内容に変更がある場合、添付すること。	
3	特定事業区域の周辺の地 域の生活環境の保全及び 災害の発生の防止に関する計画書	有り	・ 内容に変更がある場合、添付すること。	

4	土砂施行規則第7条第3項各号に掲げる書類のうち、変更に係る事項に関するもの	有り ／ 無し	・ 27ページ（特定事業許可申請書裏面）の添付書類1～21のうち、変更事項に係る書類で、変更に応じた書類を添付。 ・ 土砂等の数量の変更にあつては、当該数量を算出するために用いた変更縦断面図、変更横断面図及び変更容量計算書（図－7（p.19）参照）を添付。 ・ 図面については、当初許可申請書に添付した図面と同一の縮尺の図面とし、変更の内容が容易に把握できるものであること。	
5	資産及び負債に関する調書（別記様式第4号（p.29））	有り	・ <u>申請者が個人である場合、添付すること。</u> ただし、当初許可申請又は既に許可を受けた変更許可申請の際に<u>提出済みの場合は不要</u>	
	直近3年間の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、事業税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	無し		
6	直近3年間に終了した各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、事業税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	無し	・ <u>申請者が法人である場合、添付すること。</u> ただし、当初許可申請又は既に許可を受けた変更許可申請の際に<u>提出済みの場合は不要</u>	

別記様式第6号（規格A4）（第9条関係）

（表）

特定事業変更許可申請書

年 月 日

群馬県知事 あて

住所

申請者 氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例第10条第1項の規定による変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

許可を受けた年月日 及び許可の番号	年 月 日 群馬県指令 第 号	
変 更 の 内 容	変更前	変更後
変 更 の 理 由		

(裏)

群馬県収入証紙又は領収済証明書貼付欄

- 備考
- 1 群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第7条第3項各号に掲げる書類のうち変更に係る事項に関するものを添付すること。
 - 2 変更申請者が個人である場合にあっては、規則第7条第3項第7号に掲げる書類（規則第9条第1項又は群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例（以下「条例」という。）第8条第3項の規定により既に提出されたものを除く。）を添付すること。
 - 3 変更申請者が法人である場合にあっては、規則第7条第3項第8号に掲げる書類（規則第9条第1項又は条例第8条第3項の規定により既に提出されたものを除く。）を添付すること。

別記 8 特定事業軽微変更届出書の記載要領

1 使用する様式

「特定事業軽微変更届出書（別記様式第 7 号（p.54）」を使用すること。

2 特定事業軽微変更届出書の記載

（1）（軽微な）変更の内容

土砂条例第 8 条第 2 項第 1 号、第 9 号若しくは第 10 号、又は土砂施行規則第 9 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに定める次の事項のうち、変更する事項を記載すること。

- ① 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 施工管理者の氏名及び住所並びに通常所在する事務所等の所在地及び電話番号
- ③ 法人にあっては、その役員の氏名及び住所
- ④ 特定事業の期間の変更（短縮する場合に限る。）
- ⑤ 特定事業区域に搬入する土砂等の数量の変更（減少させる場合に限る。）
- ⑥ 特定事業の施工計画の変更（④、⑤に掲げる事項の変更に係るものに限る。）

3 届出の期日

当該変更のあった日から 14 日以内

特定事業軽微変更届出書及び添付書類一覧

書類 番号	申請書・添付書類	様式 の有無	作成上の留意事項及び明示する事項	縮尺等
1	特定事業軽微変更届出書（別記様式第 7 号（p.54））	有り		
2	特定事業の施工に関する（変更）計画書（p.31）	有り	・ 特定事業の期間の変更及び、特定事業区域に搬入する土砂等の数量の変更に係る場合で、内容に変更がある場合、添付すること。	
3	添付書類	無し	① 申請者又は施工管理者の住所又は氏名の変更の場合にあっては、住民票の写し（届出日前 3 か月以内に発行されたもので、<u>本籍の記載があり、個人番号の記載がないもの</u>） ② 法人の主たる事務所の所在地、その名称又は代表者の氏名の変更の場合にあっては、法人の登記事項証明書（代表者が新たに就任した場合は③による。） ③ 法人の役員（監査役を含む）が新たに就任した場合にあっては、法人の登記事項証明書及び	

			当該役員の住民票の写し(届出日前3か月以内に発行されたもので、<u>本籍の記載があり、個人番号の記載がないもの</u>) ④ 土砂等の数量の変更にあつては、当該数量を算出するために用いた縦断面図、横断面図及び容量計算書を添付。(図-8 (p.19) 参照)	
--	--	--	--	--

別記様式第7号（規格A4）（第9条関係）

特定事業軽微変更届出書

年 月 日

群馬県知事 あて

住所

届出者 氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例第8条第1項の規定による許可を受けた事項を変更したので、同条例第10条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日 及び許可の番号	年 月 日 群馬県指令 第 号	
変更の内容	変更前	変更後
変更年月日		

備考1 申請者又は施工管理者の住所又は氏名の変更の場合には、住民票の写しを添付すること。

2 法人の主たる事務所の所在地、その名称又は代表者の氏名の変更の場合（代表者の氏名の変更については、備考3に規定する場合を除く。）にあっては、法人の登記事項証明書を添付すること。

3 法人の役員が新たに就任した場合にあっては、法人の登記事項証明書及び当該役員の住民票の写しを添付すること。

別記 9 特定事業地位承継届出書の記載要領

1 使用する様式

「特定事業地位承継届出書（別記様式第 16 号（p.58）」を使用すること。

2 特定事業地位承継届出書の記載

（1）承継の理由

相続、新設合併、吸収合併、新設分割、吸収分割等、特定事業の全部を承継した理由を記載すること。

3 届出の期日

承継した日から 30 日以内

特定事業地位承継届出書及び添付書類一覧

書類 番号	届出書・添付書類	様式 の有無	作成上の留意事項及び明示する事項	縮尺等
1	特定事業地位承継届出書 （別記様式第 16 号 （p.58））	有り		
2	添付書類（個人） ※法人の場合は 3 へ			
	① 被相続人との続柄を 証する書類	無し	・ 戸籍謄本、遺産分割協議書等相続関係を 示すもの	
	② 届出者の住民票の写 し	無し	・ <u>届出日前 3 か月以内に発行されたもので、 本籍の記載があり、個人番号の記載がない ものであること。</u>	
	③ 特定事業施工に係る 資金調達計画書（別記 様式第 3 号（p.28））	有り		
	④ 資産及び負債に関す る調書（別記様式第 4 号（p.29））	有り		
	⑤ 直近 3 年間の所得税 の納付すべき額及び納 付済額を証する書類、 事業税の納付すべき額 及び納付済額を証する 書類	無し		

	⑥ 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては、特定事業が当該法令等に基づく許認可等を要するものであることを示す書類	無し	・ 当該行為の許認可等の通知等であること。 ただし、許認可等の決定がなされていない場合には、申請書の写し（提出先の受付印が押されているものに限る）。	
3	添付書類（法人） ※個人の場合は2へ			
	① 合併契約書又は分割契約書の写し			
	② 法人の登記事項証明書及び役員全員（監査役含む）の住民票の写し	無し	・ <u>申請日前3か月以内に発行されたものであること。</u> ・ 住民票の写しは、 <u>本籍の記載があり、個人番号の記載がないものであること。</u>	
	④ 特定事業施工に係る資金調達計画書（別記様式第3号（p.-28））	有り		
	④ 直近3年間に終了した各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、事業税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	無し	・ <u>吸収合併又は吸収分割により特定事業の全部を承継した法人の場合に添付。</u>	
	⑤ 法人が現に行っている事業の概要を説明する書類	無し	・ <u>吸収合併又は吸収分割により特定事業の全部を承継した法人の場合に添付。</u>	
	⑥ 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては、特定事業が当該法令等に基づく許認可等を要するものであることを示す書類	無し	・ 当該行為の許認可等の通知等であること。 ただし、許認可等の決定がなされていない場合には、申請書の写し（提出先の受付印が押されているものに限る。）。	

4	上記のほか、知事が必要 と認める書類	無し		
---	-----------------------	----	--	--

特定事業地位承継届出書

年 月 日

群馬県知事 あて

住所
届出者 氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例（以下「条例」という。）第8条第1項の許可（条例第10条第1項の変更の許可を受けた場合にあっては、当該変更の許可を含む。）を受けた者の地位を承継したので、条例第13条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月 日及び許可の番号	年 月 日 群馬県指令 第 号
承継前の許可 を受けた者	住所 氏名 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）
承継の理由	
承継年月日	

備考 1 承継した者が個人である場合にあっては、次のイからニまでに掲げる書類を添付すること。

- イ 被相続人との続柄を証する書類
- ロ 群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第7条第3項第4号、第6号及び第7号に掲げる書類
- ハ 規則第7条第3項第20号に掲げる書類（条例第8条第3項（条例第10条第6項において準用する場合を含む。）の規定により既に提出されたものを除く。）
- ニ その他知事が必要と認める書類

2 承継した者が法人である場合にあっては、次のイからホまでに掲げる書類を添付すること。

- イ 合併契約書又は分割契約書の写し
- ロ 吸収合併又は吸収分割により特定事業の全部を承継した法人にあっては、規則第7条第3項第5号、第6号及び第8号に掲げる書類並びに現に行っている事業の概要を説明する書類
- ハ 新設合併又は新設分割により設立した法人にあっては、規則第7条第3項

第 5 号及び第 6 号に掲げる書類

ニ 規則第 7 条第 3 項第 2 0 号に掲げる書類（条例第 8 条第 3 項（条例第 1 0 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により既に提出されたものを除く。）

ホ その他知事が必要と認める書類

別記 10 特定事業完了届出書の記載要領

1 使用する様式

「特定事業完了届出書（別記様式第 13 号（p.61）」を使用すること。

2 届出の期日

特定事業を完了した日から 10 日以内

特定事業完了届出書及び添付種類一覧

書類 番号	届出書・添付書類	様式 の有無	作成上の留意事項及び明示する事項	縮尺等
1	特定事業完了届出書 （別記様式第 13 号 （p.61））	有り		
2	特定事業区域の出来形平面図、出来形断面図、面積計算書	無し	・出来形断面図は、出来形縦断面図及び出来形横断面図とすること。	
3	土砂等埋立等区域の出来形平面図、出来形断面図、面積計算書	無し		
4	埋立て等をした土砂等の出来形容容量計算書	無し	・土砂の容量は、出来形縦断面図及び出来形横断面図より算出すること（図－8（p.19）参照）。	
5	出来形雨水排水図	無し	・排水施設の位置、規模、勾配及び水の流 れの方 向並びに吐口の位置が記載されていること。 ・排水施設の種類、材料が記載されていること。	

別記様式第13号（規格A4）（第12条関係）

特定事業完了届出書

年 月 日

群馬県知事 あて

住所

届出者 氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例第8条第1項の規定による許可（同条例第10条第1項の変更の許可を受けた場合にあっては、当該変更の許可を含む。）に係る特定事業を完了したので、同条例第12条第1項第1号の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月 日及び許可の番号	年 月 日 群馬県指令 第 号
計 画 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日

備考 完了した特定事業区域の出来形に関する図面を添付すること。

別記 1 1 特定事業区域内土壌検査等報告書の記載要領

1 使用する様式

「特定事業区域内土壌検査等報告書（別記様式第 2 0 号（p.6 3）」を使用すること。

2 不要な文字の削除

様式中の不要な文字は横線で消すこと。

3 届出の期日

（1）特定事業許可期間中に実施する検査

土壌検査等の義務を負った日（p.1 0 の①、p.1 3 の②参照）から 1 か月を経過する日まで

（2）特定事業完了後に実施する検査

知事が指定する日まで

特定事業区域内土壌検査等報告書及び添付書類一覧

書類 番号	報告書・添付書類	様式 の有無	作成上の留意事項及び明示する事項	縮尺等
1	特定事業区域内土壌 検査等報告書 (別記様式第 2 0 号 (p.6 3))	有り	・ 様式中の不要な文字は横線で消すこと。	
2	検体試料採取調書 (別記様式第 1 0 号 (p.4 2))	有り		
3	土壌検査証明書 (別記様式第 1 1 号 (p.4 3))	有り	・ 計量士（計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）第 1 2 2 条第 1 項の規定により登録された者であつて、計量法施行規則（平成 5 年通商産業省令第 6 9 号）第 5 0 条第 1 号に規定する環境計量士（濃度関係）であるものに限る。）が発行したもの。	
4	水質検査証明書 (別記様式第 2 1 号 (p.6 4))	有り	・ 計量士（計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）第 1 2 2 条第 1 項の規定により登録された者であつて、計量法施行規則（平成 5 年通商産業省令第 6 9 号）第 5 0 条第 1 号に規定する環境計量士（濃度関係）であるものに限る。）が発行したもの。 ※ <u>水質検査の実施を要しない場合は、添付不要</u>	
5	検査の試料を採取した地点の位置図、 現場写真	無し	・ 位置図は、周辺の状況が容易に把握できるもの。 ・ 現場写真は、排出場所の概ねの全景及び採取状況が撮影されたもの。	1/100～ 1/1, 000

別記様式第 20 号（規格 A 4）（第 18 条関係）

特定事業区域内土壌検査等報告書

年 月 日

群馬県知事 あて

住所

報告者 氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 17 条第 1 項の規定による特定事業区域内土壌検査等の結果を次のとおり報告します。

許可を受けた年月日 及び許可の番号	年 月 日 群馬県指令 第 号
土砂等又は排出水の採取地点・・・・・・別添位置図、現場写真及び検体試料採取調書（別記様式第 10 号）のとおり	
土壌に係る検査証明書・・・・・・別添のとおり	
水質に係る検査証明書・・・・・・別添のとおり	

備考 不要の文字は、横線で消すこと。

水質検査証明書

年 月 日

様

分析機関名
代表者
所在地
電話番号
環境計量士

年 月 日に依頼のあった検体について、水質汚濁に係る環境基準について（昭和４６年環境庁告示第５９号）別表１に定める方法、及び環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和４９年環境庁告示第６４号)及び地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成９年３月環境庁告示第１０号）別表に定める方法により、計量した結果を次のとおり証明します。

(検体番号)

項目	単位	測定値	測定方法
カドミウム	mg／ℓ		
全シアン	mg／ℓ		
有機燐	mg／ℓ		
鉛	mg／ℓ		
六価クロム	mg／ℓ		
砒素	mg／ℓ		
総水銀	mg／ℓ		
アルキル水銀	mg／ℓ		
PCB	mg／ℓ		
銅（農用地（田）に限る。）	mg／ℓ		
ジクロロメタン	mg／ℓ		
四塩化炭素	mg／ℓ		
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	mg／ℓ		
1,2-ジクロロエタン	mg／ℓ		
1,1-ジクロロエチレン	mg／ℓ		
1,2-ジクロロエチレン	mg／ℓ		
1,1,1-トリクロロエタン	mg／ℓ		
1,1,2-トリクロロエタン	mg／ℓ		
トリクロロエチレン	mg／ℓ		
テトラクロロエチレン	mg／ℓ		
1,3-ジクロロプロペン	mg／ℓ		
チウラム	mg／ℓ		
シマジン	mg／ℓ		
チオベンカルブ	mg／ℓ		
ベンゼン	mg／ℓ		
セレン	mg／ℓ		
ふっ素	mg／ℓ		
ほう素	mg／ℓ		
1,4-ジオキサン	mg／ℓ		
水素イオン濃度	pH		

備考

別記 1 2 擁壁の基準

(宅地造成及び特定盛土等規制法施行令から抜粋)

(擁壁の設置に関する技術的基準)

第 8 条第 1 項第 2 号 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとすること。

(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造)

第 9 条 前条第 1 項第 2 号の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の各号のいずれにも該当することを確認したものでなければならない。

(1) 土圧、水圧及び自重（以下この条及び第 1 4 条第 2 号ロにおいて「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。

(2) 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。

(3) 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。

(4) 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

2 前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 土圧等によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。

(2) 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの 3 分の 2 以下であることを確かめること。

(3) 土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の 3 分の 2 以下であることを確かめること。

(4) 土圧等によって擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、土圧等によって基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確かめること。

3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第 2 の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。

(2) 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）第 9 0 条（表 1 を除く。）、第 9 1 条、第 9 3 条及び第 9 4 条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値

(3) 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第 3 の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

(練積み造の擁壁の構造)

第10条 第8条第1項第2号の間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ（第1条第4項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。別表第4において同じ。）が、崖の土質に応じ別表第4に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上欄の第1種又は第2種に該当するものであるときは40センチメートル以上、その他のものであるときは70センチメートル以上であること。
- (2) 石材その他の組積材は、控え長さを30センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めすること。
- (3) 前2号に定めるところによっても、崖の状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。
- (4) 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第4上欄の第1種又は第2種に該当するものであるときは擁壁の高さの100分の15（その値が35センチメートルに満たないときは、35センチメートル）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの100分の20（その値が45センチメートルに満たないときは、45センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

(設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用)

第11条 第8条第1項第1号の規定により設置される擁壁については、建築基準法施行令第36条の3から第39条まで、第52条（第3項を除く。）、第72条から第75条まで及び第79条の規定を準用する。

(擁壁の水抜穴)

第12条 第8条第1項第1号の規定により設置される擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積3平方メートル以内ごとに少なくとも一個の内径が7.5センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けなければならない。

別表第2（第9条、第30条、第35条関係）

土質	単位体積重量 (1立方メートルにつき)	土圧係数
砂利又は砂	1.8トン	0.35
砂質土	1.7トン	0.40
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	1.6トン	0.50

別表第3（第9条、第30条、第35条関係）

土質	摩擦係数
岩、岩屑、砂利又は砂	0.5
砂質土	0.4
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土（擁壁の基礎底面から少なくとも15センチメートルまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。）	0.3

別表第4（第10条、第30条関係）

土質		擁壁		
		勾配	高さ	下端部分の厚さ
第1種	岩、岩屑、砂利又は砂利混じり砂	70度を超え75度以下	2メートル以下	40センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	50センチメートル以上
		65度を超え70度以下	2メートル以下	40センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	45センチメートル以上
			3メートルを超え4メートル以下	50センチメートル以上
		65度以下	3メートル以下	40センチメートル以上
			3メートルを超え4メートル以下	45センチメートル以上
			4メートルを超え5メートル以下	60センチメートル以上
第2種	真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	70度を超え75度以下	2メートル以下	50センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	70センチメートル以上
		65度を超え70度以下	2メートル以下	45センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	60センチメートル以上
			3メートルを超え4メートル以下	75センチメートル以上
		65度以下	2メートル以下	40センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	50センチメートル以上
			3メートルを超え4メートル以下	65センチメートル以上

			4メートルを超え 5メートル以下	80センチメートル以上
第 3 種	その他の土質	70度を超え75度以下	2メートル以下	85センチメートル以上
			2メートルを超え 3メートル以下	90センチメートル以上
		65度を超え70度以下	2メートル以下	75センチメートル以上
			2メートルを超え 3メートル以下	85センチメートル以上
			3メートルを超え 4メートル以下	105センチメートル以上
		65度以下	2メートル以下	70センチメートル以上
			2メートルを超え 3メートル以下	80センチメートル以上
			3メートルを超え 4メートル以下	95センチメートル以上
			4メートルを超え 5メートル以下	120センチメートル以上

※ 擁壁の構造計画並びに応力算定及び断面算定を記載した構造計算を記載した書面（p.23の18）を作成するに当たっては、上記のほか、群馬県建築課が作成した「宅地造成の手引」（群馬県ホームページ内(<http://www.pref.gunma.jp/06/h7310072.html>)で公開中）も参考にすること。